

平成26年度 第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会

議 事 録

日時：平成26年11月20日（木）14時00分から16時20分

場所：高知共済会館3階「桜の間」

平成26年度 第1回 高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録(概要)

1 開催日時 平成26年11月20日(木) 14時00分から16時20分

2 開催場所 高知共済会館3階「桜の間」

3 参加者 (関係行政機関の職員)

井ノ口 忠明委員 (学識経験者)	桑原 光照委員
五百蔵 誠一委員	市川 愛美委員
上田 真弓委員	内田 洋子委員
Eva Garcia del Saz 委員	加藤 秋美委員
上岡 義隆委員(会長)	近藤 御風委員
杉本 麗子委員	仙頭 ゆかり委員
和田 章委員	

(高知県)

岡崎 順子	文化生活部長	原 哲	文化生活部副部長
永吉 郁夫	人権課長	山脇 聡美	健康対策課長補佐
濱田 美和子	地域福祉政策課地域福祉推進チーム長		
中村 知佐	高齢者福祉課長	山岡 正文	障害保健福祉課長補佐
森 克仁	児童家庭課長	山本 和弘	国際交流課長
武田 良二	県民生活・男女共同参画課長		
近澤 顕義	雇用労働政策課長	赤間 圭祐	人権教育課長
福田 俊樹	(公財)高知県人権啓発センター事務局長		

4 議題 (1) 平成25年度高知県の人権の実態について
(2) 平成26年度高知県人権施策基本方針に基づく取組について
(3) その他

5 内容

(司会) ただ今より「平成26年度 第1回 高知県人権尊重の社会づくり協議会」を開催いたします。

(部長) 挨拶

(司会) 新任委員紹介

(司会) 高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第6条第3項では、「会議は委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。」ことになっております。

本日は、21名中、12名の委員にご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを、まずご報告申し上げます。

本会議の議長でございますが、高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第6条第2項では、「会議の議長は、会長が当たる。」となっておりますので、これからの議事進行を上岡会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

(会長) それでは、日程に従いまして進めてまいりたいと思います。皆様の活発なご発言をお願いいたします。

議事録署名人の選任

(会長) 初めに、議事録署名人の選任をいたしたいと思います。
慣例でございますので、私の方から指名をさせていただくことで、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」 の声あり)

(会長) それでは、井ノ口委員さんと和田委員さんをお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議事 (1) 平成 25 年度高知県の人権の実態について (2) 平成 26 年度高知県人権施策基本方針に基づく取組について

(会長) 議事の第 1、「平成 25 年度高知県の人権の実態について」、あわせて「平成 26 年度高知県人権施策基本方針に基づく取組について」、2 つは深く関連いたしますので、あわせて事務局から説明をいただきたいと思ひます。お願いいたします。

(人権課長) 平成 26 年 3 月の「高知県人権施策基本方針」の改定以降の動きについて説明。
次に、資料 5 に沿って説明。
以下、各課より資料 5 に沿って説明。

(会長) 本日は新たに加わった 3 つの課題について、学識経験の委員さんがおいでいただいておりますので、それぞれの課題から入らせていただきたいと思ひます。
まず、「犯罪被害者等」に関する委員から発言をお願いいたしたいと思ひます。

(委員) 認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター、というのが正式名でございます。ご存知のように民間の団体であるということです。

こうち被害者支援センターは、平成 19 年にスタートいたしております。全国 47 都道府県、48 か所に支援センターがございますけれども、その中で 44 番目に誕生いたしております。決して早い方ではありません。

それで、相談の件数ですが、25 年度、685 件、この数字は決して少ない方ではありません。非常にいろんなことを願って活動をしておりますけれども、一向に犯罪被害の減少ということには至っておりません。

それで、その 685 件のうちに、高知県の特徴的な取組がございます。それは、直接的支援という支援が非常に多いわけです。

それは何を意味するかといいますと、犯罪被害にあいました、相談をまず電話でいただきます。そして面談を行います。弁護士が必要であれば弁護士に要請をして来ていただきます。そして裁判になります。すべてフォローをさせていただくということになります。

被害にあわれた方、あるいはそのご家族・ご遺族の方は、人によつたら、一生続きますので、一生フォローをさせていただくことになるわけです。

裁判の判決が下りて終わりではないわけですね。むしろ、そこから続くわけです。人によって違います。その辺が大きな課題でもあろうかというふうに思ひます。

皆さん、ちょっとお考えいただきたいのは、加害者の人権というのは結構守られています。刑務所に入っても、あるいは少年院に行っても、加害者の人権は守られています。

しかし、ごく最近まで、被害者と、被害者の家族の方は裁判にすら参加ができなかったですね。無念な思いを持っているにもかかわらず、発言すらできなかった、そういう状況があるわけですね。

少しずつ変わってきております。高知県も基本方針のなかに入れていただいた。これは大きな進歩だと思います。

それで、そういうフォローをさせていただく活動のほかに、当然、広報・啓発ということがあります。今年、人権施策に入れていただいたおかげで、県の人権学習や人権啓発センターでも説明をさせていただいて、いろんな意味で非常に協力体制を構築しつつあるということでございます。

それから最後になりますが、大きな取組で、鉄は熱いうちに打てということがあります。小学生、今やもう小学生です。あるいは中学生、あるいは高校生に啓蒙をしていくということが必要です。

高知県の内外から、実際に被害にあわれたご家族の方をお呼びして、つらい思いを伏して、子どもたちの前で話をさせていただくという取組を行っております。

これも今年度、非常に急激に増えております。10校ほどで、現在進行しております。益々、この取組を強化していきたいと、啓蒙ということも必要だというふうに思います。

(委員) 補足があるんですけど。

こうち被害者支援センターの副理事長をしています。

被害者支援の課題として、一番は専門家が常駐していないというところです。

早期支援というのは、犯罪が起きた時点から支援するわけで、その時に、被害者は、自分が傷つかないように防衛を働かしているんで、それほど被害がひどいと見えないことが多いです。そこら辺のフォローをずっとしていかないと、重い障害が後まで残っていきます。

高知は、弁護士がたくさん参加していただきまして、法律の支援、裁判所の支援は全国一だと思いますが、医療とか心理の面では少し、やはりまだ力不足で、たくさんの支援を増やしていかなくちゃいけないというふうに感じております。

(会長) それでは、続きまして、「インターネットによる人権侵害」に関しまして、委員さん、ぜひご発言と、それから色々説明がありましたが、なお質問がありましたら、質問でも、向こうに対する質問も結構ですので、あわせてお願いいたします。

(委員) 私、安心ネットづくり促進協議会という、2009年にできた組織でも、啓発委員というのをさせていただいているんですけども、それと同時に、2012年にできました、一般社団法人ソーシャルゲーム協会という所の事務局もさせていただいております。青少年に対するインターネットモラル、インターネットをいかに安全に使うかという啓発活動を、両団体とも行っています。

それはなぜかという、2009年、2010年ぐらいだと、インターネットのいわゆる出会い系サイトというのが、非常に横行した年でして、インターネットを介して児童が大人と出会ってしまって、それによって性的被害を受けるだとかっていう、児童福祉の犯罪というのが、非常に増えた時期がありました。

それから、様々なそういう業界、団体をつくって取り組んできまして、様々なネットの問題というのが広がりました。様々に広がっています。

というのも、インターネットというのは、先ほど、どこかのページに書いてあ

ったんですが、携帯電話からだけではないツールになってきておりまして、非常に小さいお子さんですと、ゲーム機からもインターネットを接続していますし、大人になれば、家電ですね。

テレビだとか炊飯器、冷蔵庫といったものも、インターネットに繋がるものはありますし、携帯電話会社、通信業者と契約をしていなくても、無料のインターネット通信というのが走っていて、誰でもどこでも、利用できるような状態になっておりますがゆえに、年齢を問わず、そして場所を問わず、全国を問わず、特に高知県が多いということもなく、ネット問題というのが広がってきています。

その中で、最近、非常に私どもが懸念している問題、課題というのは、特にその2009年、2010年くらいに非常に多かった、児童福祉犯罪被害というのが、再びまた多くなりました。

つい最近、警察庁から発表された犯罪被害数で、出会い系サイトではない掲示板とか、SNSと呼ばれる、お子さんが使っているLINE（ライン）とか、Facebook（フェイスブック）とかTwitter（ツイッター）といったようなサービスすべて、コミュニティサイトと呼ぶものなんですが、それらを通じて出会ってしまった、犯罪にあう、性的被害にあうといったことの数、この上半期、また増えてきてしまった。

というのが、一事業者とか、一業界、一個人で考えても非常にショックな状態があります。

また、それから人権という意味では、リベンジポルノという問題が、非常に注目を浴びています。それはどういったものかという、恋人同士の男女が別れた時に、その腹いせにどちらかの、大抵は女性の、世の中にさらしたくない裸体などの写真が、ばらまかれるといったようなことが相次いでいるのが、今は喫緊の課題として考えています。

また、コミュニケーショントラブルで誹謗中傷といったものも、もちろん多く、大なり小なりあるというのが非常に多くあります。

インターネットによる人権侵害は、この人権施策の基本方針にも書いてあるように、誰もが被害者にも加害者にもならないというのが、非常に難しい状況です。

例えば、インターネットで誰かを誹謗中傷して悪口を書いた時は、その人は加害者なんだと思いますが、その先に、誰が書いたんだということになって、その書いた本人が責められた。

責められて、書いた本人が悪口を言われて、そして、この人が書いたんだと。この人はこういう、普段、言動をしているとか、家族の素性とかまでさらされたりする場合には、その段階で被害者になってしまう。あっという間に、被害者に転じてしまうということになっています。

そして、インターネットで起きてしまった事件というのは、インターネットの性質上、ずっと消えない情報となっていますので、加害者・被害者ともに、ずっと将来とおして引きずってしまうことになる。それが問題ですし、インターネットの特徴だと思います。

インターネットのなかで起きている問題というのは、実際のインターネットがない時代にも起きていたような問題が多いのですけれども、インターネットを介することで、そのようにずっと残り続けてしまう。それがゆえに、起きてしまったからでは遅いような側面があります。

ですので、行政の方でも努められているような、事前にモラルを知っておく、どういうことをしたら危ないんだということを知っておく、ということが非常に重要で、まずは、マナー・モラルの啓発活動を浸透させることが、最初のステップなんだと。

そこで、その先、犯罪防止に繋がるか繋がらないかといったところでは、短期

的には効果は見えてこないかもしれないんですが、微々たる歩みで進めていきたいなど、我々自身も思っていますし、高知県のなかでの取組についても、敬意を表するところでございます。

14ページのネット問題の所なんですが、平成26年度の取組の所で、「ネット依存への対策等」っていう所があったんですが、この対策っていうのはどういったことをお考えなのかというのを、ちょっと質問させていただきたいです。

(人権教育課長) これについては、色々な報道で社会問題としても大きく取り上げられていて、昨今の文科省の実施している学力調査のなかでも、インターネットの利用時間と実際の学力の部分で、相関関係が出ております。我々としても、問題意識を持っておりまして、具体的にどのように取り組んでいくかは、今後の検討課題であると考えております。

その際に、行政が主導していく部分もあるのですが、保護者の方々とかお子さん自身とかにも色々な課題意識を持っていただきながら、進めていかなければいけないと考えております。

(会長) これ、26年度からやから、25年度の実態は出ていないけれど、具体的に人権侵害の事例は出ているんでしょうか。

(委員) 法務局の人権擁護課でございますが、インターネットの人権問題につきましては、法務省法務局の方も、対応をしております。特に誹謗中傷といわれるもので、掲示板等に誰が載せたか分からない、こういった案件につきましては、人権侵害事件という形で当方も取り扱っております。

まず、相談者から申告をいただいた段階で、当然相手方が確認できない状況ですが、これはプロバイダの方に本人さんが開示請求をするという形で、本人を特定するということが一つの手法として考えられます。

ただし、これが、プロバイダが応じるかどうかという問題が一つあるんですが、ただし、そういった開示請求をして訴訟等を行っていくという手法の場合は、そういった開示請求をまずやっておく。

しかしながら、インターネットという、全世界に公開されているような情報でございますので、開示請求をするよりは、直ちに削除をしてほしいというような場合もございます。

そういった場合には、まずご本人がプロバイダの方に、そのネット上の形式に基づいて、削除要請をやるというところでございますが、個人がやってもなかなか応じてくれないという場合もございます。

そういった場合に、プロバイダ規制法によるガイドラインが示されておまして、そのガイドラインの中で、本人が行うことが難しいという場合には、法務局が代って削除要請を行うというところです。

また、県の人権課から、ネット上に例えば、同和問題に対する差別的な書き込み、そういったものがあるという情報を頂戴した場合には、一応、ネット上の書き込みというのが、表現の自由という部分も加味しながら、違法性を判断していく必要がございますので、その中で、違法性が認められた場合には、同じようにプロバイダに対して削除要請を当方で行っていくと、というようなことで、全国的にも非常にインターネット上での人権問題、非常に多い状況になっております。

先ほど、人権教育課長さんがおっしゃられたように、子どもが利用するSNSなどを含めた、いじめなり、そういった人権問題というのも多くなってきております。

文科省と法務省が共同で作った、子どもさん、保護者向けへのSNS等の利用

に関するマナーの資料というの配られておりますので、我々もそれを使って、各学校等にそういった、インターネット上の人権侵害というのをまず防止する、あるいは、そういうものが掲示された場合には、プロバイダに削除要請を行っていくというような形で、県等とも連携しながら対応をしていきたいと思っております。

(委員) HIVのことについてなんですけども、全国紙で2回、診療拒否が出ましたよね、高知県の。

先日、高知県のHIVの拠点病院の話し合いで、診療の感染防止などが、一般病院で進んでないことがはっきりしまして。感染防止の教育がほとんどなされていない。

県内の9件の診療所が、診てくれると言いましたけど、それも近所じゃない、高知県広いですからなかなか大変だなと思います。

9件見つかったということは、まあ良かったとは思いますが、なるべく早くそういう研修を県が指導をして、HIVの患者さんが診療できるような体制をつくってほしいということをお願いします。

(健康対策課課長補佐)

歯科の診療所の関係で、来年の1月にも、歯科医師、歯科衛生士等の職種の方々に研修を行う予定です。

一般の内科に関しても、先日の新聞報道を受けて、県の医師会とも連携を図るようにしております。

県医師会でも、来年の2月に、関係者を集めて研修を開くこととしております。

(会長) 次に「災害と人権」の件で、委員さん、状況をお話いただきたいと思っております。

(委員) 安芸市自主防災組織連絡協議会の女性部会長ということで、今回参加をさせていただいております。

この女性部会というのは、女性の視点で災害を考えていかんと、これは大変なことになるということで、去年の11月に立ち上げたところです。

今回、人権課題の7つがありまして、それプラス3つ、その1つに入れていただいたということで、これは非常に、それぞれの人権課題と一緒に進めていくことに繋がっていくかなと思っております。

やはり、災害が起こると、平等にみんなにその災害が降りかかってくるんじゃないで、人権がうまくいってないところに被害がすごく起こってくるので、人権というものが問われてきます。

東日本大震災でも実際に、やはり高齢者や体の不自由な方、女性などが非常にしんどい思いをされたという報告もあります。

避難所は、快適であるべきではないと思います。けれども、みんなの人権が守られんといかん場所だと思いますので、今回入れていただいたということは、災害における人権を考えるということは、すべての人権に繋がっていくと思います。

今後、自分たちも女性と人権、あるいは、災害と人権ということで考えていきたいと思っておりますので、どうぞご意見よろしくお願いたします。

(委員) 婦人会活動で、最近、いろんな災害を想定して、備えておきたいこと、考えておきたいこと、女性の視点から考える機会がありました。

小さな活動でも、地域の皆さんで話し合っ、地域に応じた活動の仕方とか、災害の時にどうするかというような考えを持っておくことというのは、とてもい

いことだと思いました。

そういうなかで、今年大豊町で災害がありまして、避難して来た方へのお食事のお手伝いを私も参加させていただいたのですが、そういう小さな取組ですけど、この時こうして良かった、ここは反省点だった、と、みんなの場で発表されている機会になったと思いますし、大きな災害の時には、もっともっと大変なことになるので、と、考えながら進んでいます。

そういう、小さな取組を大きくしていくことっていうのは、大変いいことだと、私もつくづく今年感じましたので、小さな取組を地域ごとで行うことを考えられたらいいのかな、と思います。

(委員) 「災害と人権」について、NPOでも研修をしているのですけれども、各地域、自治体、それから自主防などの防災組織には男性が多く活躍しています。そこに女性が入ることが、とても重要なことだと思いますので、防災の組織にも女性の委員さんを複数入れていただくことを、ぜひお願いしたいと思います。

(人権課長) 今のご意見、承知いたしました。関係の所管の課にもお伝えをいたします。

(委員) 全体をとおしてなんですけども、やはり言われていたのが、職員研修の充実。関係する自治体、もしくは県の職員さんでも、その職員研修の充実が必要だと思います。

それから専門員の配置について。数年で異動するのではなく、例えば専門員として採用して、そこでしっかり相談を受け付ける、ないしは対応をとっていただくということが、やはり必要なんじゃないかなと思います。人権といっても、本当に命に関わるということもすごくあるわけですので、これは専門職員の配置をぜひ進めていただきたいなと思います。

それから、もう1点、そういう専門家のいる方の窓口の明示です。どこに相談に行けばいいのかというのを、例えば、県でしたら県のホームページのトップのページ、もしくは、2クリック目くらいの所に、ここに窓口があります、というのを分かるような形にさせていただけると、相談もしやすいんじゃないかなと思います。

(会長) 相談の専門員というのは、県庁のなかへという意味ですか。

(委員) むしろ、その各施設や対応の部署ですね。例えば、市町村の担当する所に専門職員を配置するというのが、結構、重要なことだと思います。

本当に命に関わることってものすごくあるので、やはりそういう面では、すごく専門職員さんの配置をちゃんとしていただけたらと思います。

(会長) なかなか、職員配置は難しい課題だと思いますけど。

(委員) でも、やはり自治体の職員さんは、ある程度専門職になってほしいなと思うんです。

住民が頼りにして行ったのに、「実は何か月前に来たので、よく分かんらないんです」と言われると、残念に思うので、専門的な職員さんもきちんと配置しておかれることをお願いしたいなと思います。

(委員) 小学生のいじめの認知件数が、平成20年からすると6倍くらいに、急激に増えている。今までは、ベテランの先生が普通にやっていたら、問題なく過ぎていた

けれども、学級がガタガタになっているような小学校がいくつかあるっていうことを聞いています。

中学校と小学校のシステムが少し違う。小学校は市町村なので、県から直接指導はなかなか行きにくいかもしれませんが、やはり中学校のように、朝の職員会をきちっと持って、いろんなクラスがどういうふうになっているか引継ぎをきちんとか。あるいは、授業計画を立てたり、学級経営をしたりするような指導を、そういう基本的なところをやってほしいなと思います。

そういった研修が足りないんじゃないかと思います。

(人権教育課長) ご指摘の部分は、私どもも非常に問題意識として持っております、これははじめの結果だけでございますけれども、例えば、暴力行為や不登校に関しても、小学校段階から増加傾向にあるなど、問題行動全般の低年齢化が、傾向として見て取れるところでございます。

また、ご指摘のとおり、小学校と中学校とでは、そもそも学校文化の違いというものがございます。

小学校に行くと学級担任制でございますので、担任がすべての授業をやって、ずっと子どもを身近で見ているフォローをしていくわけですが、逆に、学級担任でないと分からない部分が非常に多く、組織として一体感を持っていくということが根付きにくい文化があるようです。

私どもとしても、子ども一人ひとりが、学校のなかで過ごす生活集団というのは、基本的には学級になりますので、そういった学級経営の重要性というものを、すべての教職員に理解をしていただく必要がある、と理解をしております、『学級経営ハンドブック』というものを県の方で作成をしまして、すべての教職員に配付をし、様々な研修の場で、このハンドブックを活用しながら、子どもたちへの関わりの仕方、あるいは授業の際に、どうやって子どもたちと関わっていくかというような部分について、研修をさせていただいております。

ご指摘も踏まえて、引き続き取組を進めていきたいというふうに思っております。

(委員) この小学校の色々な問題は、家庭での虐待が関係しているようなケースもあるようですので。小学校から児相への通報が、少し少ないような気がしますけど、そこら辺はどう思われていますか。

(児童家庭課長) 学校からの通告については、20年の死亡の事件があつて以降、共に小学校・中学校・高校での研修などいろんなところで、教育委員会や児相でお話をさせてもらっているところと認識しております。

実際に、児童相談所に学校からの通告をいただいた時に、学校も一緒に、保護者対応と一緒に取り組んでいただけるような協力関係でやっていただくこともできておりますので、そういう意味では、当初の20年の時と比べると、随分進歩をしてきているというのが、我々の受け止めでございます。

(委員) 7ページの「障害者」の所の相談件数が、25年度でものすごく件数が多くなっているんですが、これは障害者が暮らしにくくなって相談が増えたのか、あるいは、この相談を活用するような動きが見えたのか、県の方はどのように把握してらっしゃるのでしょうか。

(障害保健福祉課課長補佐)

24年度の1,446件から25年度2,012件と、大幅に増加しております。

これについては、委託しております、県社会福祉協議会に確認しますと、これは、同じ方から何度も同趣旨の内容の相談があったことが主な原因でありまして、相談者の人数が大きく増加したということではないとお聞きしております。

かなり頻繁に電話する方が、10人程度おられて、それを全部一つひとつ記録して、このような数字になったとお聞きしています。

(委員) 児童虐待の相談対応件数の件なんですけど、高知県はあまり、どっちかという
と減っているみたいな感じになっていきますけど、全国は倍ぐらいになっているわけ
で、これはやはり、少子化など、高知県独特の少子化なのか、割合でいえば、
やはり虐待の割合というのはあまり変わってないのかという。

どうのご認識でいらっしゃるか、ちょっと教えていただけたらと思ひまして。

(児童家庭課長) 今、確かに、子どもの人口というのは、ずっと減ってきております。今は10
万8,000人くらいだったと思いますが、今後ずっと、子どもの人口、これから15
年先にいくと、7万6,000人くらいになってきますので、益々減っていくという
状況が見て取れます。

そんななかで、減りつつも、受付の件数は横ばいの状況ですし、それからまた、
対応件数、いわゆる虐待として認定した件数も、平成20年度に184件という状況
がございまして、平成25年度には181件という状況で、途中下がりながらも、今
現在20年度と同じような状況となってきましたので、子どもが減るなかで、
逆に割合としてはまた上っているのかなと思ひます。

中身につきましても、以前は身体的虐待が多かったのですが、心理的虐待やネ
グレクトなど、身体的虐待と比べて見つけにくい虐待も増えてきています。皆さ
んの虐待についての認識・関心が高まり、通告に繋げていただいているという背
景があるんじゃないかなと感じております。

(委員) 全体的な感想として、県の各部署の各取組、すごく多種多様にわたっているな
かで、非常に色々な施策をされているということは、非常にすばらしいと思っ
ております。

国も取組を行っているところなのですが、地方公共団体、自治体の取組という
のが、一番重要なことと思っております。

私は、この4月に高知に来まして、県の取組が非常にすばらしいなどは思いつ
つ、全体的に自治体、特に市町村さんとお話する機会が多いんですが、その中で、
やはり市町村というのも担当部署が少ない、あるいは、人員配置が少ないという
なかで、市町村ごとに人権施策のバランスが、温度差がそれぞれ違う。

そういったなかで、ぜひとも、県は、リーダーシップを持って県内の活動を導
いていただければと思っておりますし、市町村ごとに温度差があるというところ
を、どのように平準化をもっていくかというのも、私たち国の方も、人権擁護機
関として取組まなきゃいけないというふうに考えているところなんです。

公益財団法人の、高知県人権啓発センターさん等とも連携しながら、モデル地
区等、どこか市町村を指定して、模範的に、そこに重点的に啓発事業を行って、
それをまた、ほかの市町村に例示的にお示して、少しずつでも普及をしていくと
いうような形で、関係機関の連携というのは、どうしても必要だと思ひます。

というのは、それぞれの機関が単独で行うというのは、非常に効率が悪い、あ
るいは、効果が薄いというものもございまして、それぞれがやっている事業を、
なるべく関係機関がより集まって、一つの方向で取組を行っていくというのが効
果的なのかなというふうに、国の方は考えているところでございます。

そういった部分では、そういうモデル市町村等、そういった全体的な取組のなかで、関係機関の連携というのを、ぜひともお願いしたいと思っておりますし、法務局としましても、ぜひともいろんな場面では、何かございましたら、お申し付けいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) 市町村の取組の報告がありますよね。それを今やりますか、今のお答えに。

報告事項 (1) 市町村の取組状況について
(2) 四国遍路道における差別的貼紙について

(人権課長) 資料6、7に沿って説明。

(委員) 14ページのインターネットによる人権侵害ですけれども、これに対する対策として、小・中・高等学校で配られているこのリーフレットは、どこかで手に入れることはできますでしょうか。どこか手に入る所をご存知でしたら、教えていただけたら大変うれしいです。

(人権教育課長) 教育委員会の人権教育課で、このリーフレットを保護者用、それから子ども用のものを作成しております。こちらの方で、ストックがございますので、先生の方に必要であればお届けするようにさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

(委員) 障害がある子どもがいて、その家庭に何らかの問題がすごく複雑にあって、働きかけを関係機関にしても、ひとまず今は何も起こっていないからと対応がされないことがあるので、何かが起こる前に手だてをするというような、予防的な形の体制をもう少し柔軟に取れるようになっていくといいかな、というのは感じています。

そこに関わっている関係機関が、地域関連機関でカンファレンスとかをしても、どうにも一歩に出ないのが、ちょっと心配があるところです。

(会長) 関係機関で、ここにこうしてもらいたいというのを具体的に言ってしまったらどうですか。

(委員) えー、児相とかですね。

やはり、私たちが心配するのは、当然成人もそうなんですけど、子どもにとっては、大事な成長の過程のなかで、何らかの形で支援をしていかないといけないところで、施設職員や地域のスタッフが動いても、どうにも手立てがなく、一歩が踏み出せないというのが、ちょっとあります。

(会長) 課長、…というご意見もありますので、いやいや、対応がなかなか難しいだろうから、よく聞いてみてください。

(委員) 先ほどの所の、「インターネットによる人権侵害」ですけど、小学校4年、中1、高1にリーフレットを配布しているということですが。もっと早い時期に啓発活動をされた方がいいんじゃないかと思っておりますけど。

小学校4年、すごく遅いと思うんですけども、委員さん、どうかなと思っております。

(委員) まさにおっしゃるとおりで、小学校4年生頃からスマートフォンだとか、携帯電話を持つ人が多いと言われたのは、去年です。

ただ、今年実態を見てみると、言葉もしゃべれないのに、インターネットに接しているお子さんが非常に多くなってきています。ですので、幼稚園、もっとそれよりも早い段階かもしれません。まさに小学校に入ってから教育ではない状況が、今見て取れます。

先ほど、県で作られているリーフレットがあると、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、中央省庁ですとか各インターネット関連企業から出されているようなツールも、実はございます。大抵のものは無料で手に入れることができますので、年齢やTPOに分けて取捨選択をすることができます。

(委員) 道徳教育が教科になって始まりますが、この前ちょっと、小学校・中学校の道徳の教育の資料を見たんですが、少し古いやつを使っているの、インターネットの影響など、そういうことも教材にして、何か新しいものを開発されて高知県で使ったらどうでしょう。

(人権教育課長) すみません。直接の担当課ではないもので、なかなかお答えしづらいところがございますけれども、もちろんそのインターネットに関する問題として、先ほど私どもの申し上げた、情報モラルといったような部分については、様々な教科、領域のなかで、学校の教育課程のなかでやっていくという形になると思います。

その際に、例えば、現在ある道徳の時間、今後教科化されるということであれば、その教科となった道徳の中でそういったことをやっていくということも、当然あるかというふうに思います。

具体的な教材の中身、どういった内容でやるかということは、また今後、検討をしていく形になろうかと思えます。

(委員) 京都で、道徳の会に出たんですけど、その中では、新しい教材をどんどん、どんどん自分たちで開発して作って、時代にあったものをどんどんやっていこうというような動きがありますので、ぜひインターネットなんかも、教材に入れながらやっていってほしいと思います。

(会長) 本日の会議は、これで終わりたいと思います。たくさんのご意見をいただきましたので、事務局の方、これをまた踏まえて、色々な施策を考えていただきたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。